

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

◆ 石綿労災認定で新基準

5年の作業で認定 厚労省方針

◆ 不可解な(署名・捺印無)資料を公文書に採用 主治医の信用失墜を意図的に謀る

電話聴取書の取り下げ削除と謝罪を要求

◆ 労働局・署交渉を新年度で計画実施

2012年 2月27日

第201号

広島労働安全衛生センター

石綿労災認定で新基準

5年の作業で認定 厚労省方針

厚生労働省はアスベスト（石綿）が原因で肺がんになった場合の労災認定基準を拡大し、石綿が大量に舞う職場で5年以上働いていた場合は認定する方針を決めた。年度内にも通達を出し、基準を改める。

従来の認定基準では、石綿を吸い込むと発生する「胸膜プラーク」という肺の外側の膜が厚くなる異常に加え、石綿を扱う仕事を10年以上していたことなどが条件だった。

ただ、仕事をした期間が10年に満たなくても、肺から石綿の繊維が多数見つかって労災と認められるケースがかなりあるため、基準を実態に合わせることにした。

新基準では、①石綿紡績 ②石綿セメント製造 ③石綿吹き付け、といった石綿と大量に吸い込みやすい作業に5年以上従事していれば胸膜プラークがなくても労災と認める。

2010年度に肺がんで労災申請して審査が終わった人は495人。うち労災認定を受けたのは424人で86%だった。

同省の担当者は「従事期間が短く労災を認められないと思った人の申請が増えるのでは」とみている。

2月16日朝日新聞朝刊より記事を掲載

不可解な(署名・捺印無)資料を公文書に採用

主治医の信用失墜を意図的に謀る

電話聴取書の取り下げ削除と謝罪を要求

私たち広島労働安全衛生センターは、現在、2名の女性介護労働者の腰痛問題で労災申請を行いました。監督署の段階で不支給の決定が下され、その後不服審査請求、再審査請求と闘っています。

労災に係る業務上外の判断は、監督署が認定基準を満たさなければ（実際は判断の過程で問題があるにせよ）業務上として認定されません。

しかしこの度、不服審査会が決定を下した決定書には、労災に関する業務上外の判断に直接関係の無い「資料」を採用し、しかも本文の中に資料の中味を書き込むといった、主治医である宇土医師の権威と、センターの信用失墜させる以外の何物でもありません。この件でセンターは2月20日、労働局で不服審査会の審査官に抗議をおこない、その過程でセンターとして2点のことを申し入れしました。

1、「決定書」から資料として採用されている「電話聴取書」の取り下げと、本文から こ

の箇所を削除すること。

2、宇土医師にこの件に関して謝罪すること。

その結果、労働局の審査官は「不愉快な思いをさせた」ことについては受け止めるが、「電話聴取書」の件については、「取り下げ」と「本文からの削除」に関して、再審査会へ文書か電話での要請することを検討し、近日中にセンターに連絡するということを表明した。

2の謝罪については「難しい」と表明されたので、「審査会として知恵を絞って謝罪に近い文案を作成してもらいたい」ことを申し入れ、検討してみるということで、その場は整理をはかりました。以上がやりとりの経過です。

私たちセンターは、申し入れの中味を実のあるものにするために是非、会員はもとよりセンターの活動を理解される労働組合・組合員は、不服審査会の横暴を許さず「**決定書から「電話聴取書」の取り下げと、本文からの削除を求めると同時に、宇土医師への謝罪**」をもとめるようFAXで送って頂くことを要請しました。

私たち安全センター事務局は、この件で再審査請求審査会に対して『最終意見書』を提出しました。意見書の一部としてこの問題について意見を述べていますので、ここに掲載しておきます。また、この件で再審査請求審理が3月6日に広島労働局で開催されます。

意見書

不可解な資料を採用

決定書に書かれている第1の5の審査資料、乙第45号証がそれにあたる。具体的には45ページのd、eに以下のように書かれている。

「d、友和クリニックのA医師が職業病に力を入れておられて、さらにはセンターのような組織がくっついて活動しておられることは、医師会の中でも有名であり、何でもかんでも労働災害と結び付ける考えは、医師会のL医師もおかしいと言われていた。」

「e 何故A医師が今回の請求人の傷病を労災と判断するのか、見解についてA医師に文書紹介したが、何の返答もないままである。」と述べている。

不可解な点として2点指摘しておかなければならない。第1点として、電話聴取を資料として「採用」するのであれば、相手方の署名・捺印があつてこそ公文書として通用するのである。

第2点として、A医師に文書紹介したとなっているがA医師のところにはそんな文書は届いていないという。

一言で言うならば、電話聴取を資料として採用する（署名・捺印の無い）価値に値しない資料を採用すること自体、極めて配慮に欠けていると言わざるを得ない。また、A医師に「文書紹介」をする際に、配達証明か内容証明での郵送も行わず、「何の返答もない」との見解は労働行政を司る者の常識を欠いており、資質を疑いたくなる。

この項目は、明らかに宇土主治医の権威とセンターを意図的に信用失墜させるものであり、この項目の削除を求めると同時に、監督署をはじめとする災害補償保険審査官は宇土医師に謝罪をすべきである。

これが問題の（署名・捺印の無い）電話聴取書

電話聴取書

調査年月日	平成22年8月17日(金) 14時頃
電話連絡先	☎082-824-0505 (受電)
被聴取者氏名	くすおか整形外科クリニック 楠岡公明 医師
調査担当官名	広島中央労働基準監督署 厚生労働事務官 加納 裕英 (印)
上記日時、以下のことを確認した。	
斎藤里子さんの件で、事前の連絡もなく意見書の依頼が突然届いたが、失礼ではないか。面談をするのが筋と考える。	
照会のあった斎藤さんの件については、慢性疾患であり労災傷病とは考えていないため、監督署から意見を求められても回答のしようがない。	
友和クリニックの宇土先生が労災と判断したのであれば、そちらの意見を聴取して判断したらどうか。	
長年整形外科医をしているが、経験上からも今回のようなケースは労災とは考えにくく、斎藤さんにもその旨説明している。事業場への不満を労災として請求するのはいかがなものかと思う。	
友和クリニックの宇土先生が職業性疾病に力を入れておられて、さらにはセンターのような組織がくっついて活動しておられることは、医師会の中でも有名であり、何でもかんでも労働災害と結び付ける考えは、医師会の井之川先生もおかしいと言われていた。	
何故宇土医師が今回の斎藤さんの傷病を労災と判断するのか、見解について宇土医師に文書照会したが、何の返答もないままである。	
エックス線写真については、6月に撮影したのみである。現在もリハビリには来ているが、主には膝の治療をしている。	
意見書は来週には何らかの形で回答するので、出来上がったら取りに来てほしい。	

労働局・署交渉を新年度で計画実施

表題に掲げている件について事務局会議でその素案が提案され、了解が得られました。この労働局ならびに監督署との交渉は、神奈川労災・職業病センターがすでに実施されている中、これに学び神奈川のセンターから資料を取り寄せ、要求項目を取りそろえてみました。

読者の中からこれ以外に、「こんな要求はどうだろうか」と思われる方がいれば事務局まで連絡をください。お待ちしております。

事務局ではアスベスト問題、介護職場、精神疾患等で広島県や市との交渉も検討していることを報告します。

以下は、交渉項目の素案を紹介しておきます。

1、労働安全衛生

(1) 以下のデータを文書で資料提供すること。

- ① 2011年度における貴局管内で起きた労働災害・職業病の発生状況件数を申請別、職病別、疾病別に貴局として工夫し公表をすること。
- ② 2011年度における4日未満の休業労働災害の届出事業所数・災害件数・被災者数を公表すること。
- ③ 2011年度における労働基準法違反件数を公表すること。
- ④ 2011年度における石綿除去工事届出件数を種類別に公表すること。
- ⑤ 2011年度におけるじん肺の健康管理手帳交付件数を（職種別・業種別）に公表すること。
- ⑥ 2011年度における石綿の健康管理手帳交付件数を（職種別・業種別）に公表すること。
- ⑦ 2011年度における労働安全衛生法違反書類送検の条文別件数を事例別に公表すること。

(2) (1)の資料に基づいて貴局として2011年における特徴や傾向、あるいは重大な労働災害についての原因を分析し、それへの具体的対策を明らかにすること。

(3) 4日未満休業労働災害と4日以上以上の休業労働災害の事故を比較・分析をした結果を明らかにすること。

(4) 石綿健康管理手帳を交付した労働者が所属していた事業場名を全て公表すること。

(5) 石綿曝露による労災認定者、健康管理手帳取得者が所属していた事業場に対し、石綿曝露者（退職者も含む）に健康診断を受けるように指導すること。

2、労災補償

(1) 以下のデータを文書で資料提供すること。

- ① 2011年度の腰痛症の労災請求による決定、繰越件数を公表。
- ② 2011年度の上肢障害（頸肩腕障害）の労災請求による決定、繰越件数を公表。

- ③ 2011年度の石綿肺がん、中皮腫の労災請求による決定、繰越件数を公表。
- ④ 2011年度の精神障害（療養中）の労災請求による決定、繰越件数を公表。
- ⑤ 2011年度の自殺（ご遺族）の労災請求による決定、繰越件数を公表。
- ⑥ 2011年度の審査請求による決定（取消、棄却）及び繰越件数を公表すること。

(2) (1)の資料に基づいて、貴局の2011年度の特徴や傾向、あるいは重大な災害についての原因と対策について明らかにすること。

(3) 移住労働者の労災請求に際して、事情聴取や障害認定時、症状固定、年金決定、補償制度の説明が必要な際には、通訳を用意すること。

(4) 労災請求の調査時において事情聴取の際に請求人が希望する場合は、立会いを認めること。

(5) 労災申請後の調査の進捗状況を請求人及び（代理人）に明らかにすること。

3、その他の労働条件

(1) 2011年度の以下のデータを資料提供すること。

- ① 労働相談件数の主な内訳を明らかにすること。
- ② 労働基準法違反の申告受理件数を条文別に明らかにすること。
- ③ 労働基準法違反による書類送検件数と主な事例内容を明らかにすること。
- ④ 臨検、申告監督件数と条文別の是正勧告件数を明らかにすること。
- ⑤ 賃金未払いで是正勧告応じない企業数及び金額総額を明らかにすること。
- ⑥ 移住労働者の労働相談件数の内訳を明らかにすること。
- ⑦ 派遣労働者の労働相談件数の主な事例内訳を明らかにすること。

(2) (1)の資料に基づいて、貴局の2011年度の特徴や傾向を分析し、現時点での状況と対策を明らかにすること。

(3) 移住労働者の相談窓口を設置すると共に通訳も配置すること。

(4) 職場のいじめによる精神疾患（うつ病）が多発していることについて、どのような対策を講じるのか明らかにすること。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことができる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会員（月）

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 （尚、会費は本誌購読料を含みます。）

ホーム・ページはこちら

hiroshima.raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>